

第4回紛争解決手続代理業務試験（平成20年11月29日実施）の 出題の趣旨、厚生労働大臣の合格基準等

全国社会保険労務士会連合会試験センター

厚生労働省では、平成21年3月23日、第4回紛争解決手続代理業務試験（平成20年11月29日実施）の結果について、社会保険労務士法第13条の3第1項に基づき、厚生労働大臣の判定を行い、合格者を公告しましたが、同試験の試験問題の出題の趣旨、厚生労働大臣の合格基準等は以下のとおりです。

第1 試験の出題の趣旨及び配点

1 第1問について

(1) 小問(1)

〔出題の趣旨〕 Xの主張に基づいてXの代理人である特定社会保険労務士として都道府県労働局長にあっせんを申請する場合の「求めるあっせんの内容」について、当事者間の権利関係を踏まえて請求すべき内容の記載を求めるものである。解答にあたっては、権利義務を踏まえての記載であるから訴状の「請求の趣旨」のように権利関係に立った記載が必要であり、本件の設例において請求すべき権利関係の基本的理解を問うもの。

〔配点〕 10点

(2) 小問(2)

〔出題の趣旨〕 Xの代理人である特定社会保険労務士として、Y社に対して本件契約が「実質的には雇用期間の定めのない契約」であると主張する場合の請求原因となる具体的事実の主張（実質的に雇用期間の定めのない契約であったことを根拠づける事実）の要旨（4項目）を箇条書きをもって記載を求めるもの。Xの言い分の中から本件設例において解答を求める事項の要件事実を的確に具体的項目として把握しているか、それを主張事実として簡潔にまとめられるかを問うもの。

〔配点〕 20点

(3) 小問(3)

〔出題の趣旨〕 Y社の代理人である特定社会保険労務士としての立場に立って、Y社の言い分の中から「本件が期間満了による雇用の終了として相当である」と主張する場合の具体的要件となる主張事実（本件の更新拒否による雇用の終了を正当づける事実）の要旨（4項目）を箇条書きで記載を求めるもの。Y社の代理人の立場で本件設例事案から主張事実を把握して簡潔にまとめられるかを問うもの。

〔配点〕20点

（4）小問（4）

〔出題の趣旨〕 本設例においてY社の代理人である特定社会保険労務士として、個別労働関係紛争解決の「あっせん」手続において、本件紛争の争点を踏まえて、事案の「見通し」についての見解とそれに応じた具体的で妥当な解決方法を問うもの。単に紛争が解決すればよいというのではなく、本件紛争事案の見通しを踏まえた妥当な解決策を問うもの。

〔配点〕10点

（5）小問（5）

〔出題の趣旨〕 本設例について、Xの代理人である特定社会保険労務士としての立場に立って、上記の「あっせん手続」において、Y社との間で「労働契約を更新する」旨の合意が成立し、同時に合意事項として「XとY社間においてその余の債権・債務はないことを確認する」との合意書を作成することについて、Xの主張する過去2年分の残業手当の請求権の性質（労働基準法の強行法規性等との関係）と和解の効力についての理解を問うもの。

〔配点〕10点

2 第2問について

（1）小問（1）

〔出題の趣旨〕 特定社会保険労務士として紛争解決手続代理業務を担当し、民間紛争解決手続において申立人を代理して退職金の請求のあっせんの申立てを行い、和解により解決したところ、当該和解による退職金が相手方より支払われてから6ヵ月経って、今度はその時の相手方となった会社より別件の残業手当の支払請求の個別労働関係紛争解決のあっせん申請が別の労働者より都道府県労働局長に対してなさ

れたので、当社の代理人を依頼したいとの申出があった場合、この依頼を引き受けてもよいかという特定社会保険労務士としての紛争解決手続代理業務に関する倫理を問うもの。

〔配点〕 15点

(2) 小問(2)

〔出題の趣旨〕 特定社会保険労務士として上記紛争解決手続代理業務に関し、申立代理人として相手方と退職金の請求に関し和解したが、当該退職金の分割支払が完了する前に相手方となった会社から、紛争解決手続代理業務に該当しない社会保険労務士法第2条第3号の業務の依頼を受けた場合、その依頼を受けることができるかという特定社会保険労務士としての倫理を問うもの。

〔配点〕 15点

第2 厚生労働大臣の合格基準等

1 合格基準

100点満点中、59点以上、かつ、第2問は10点以上とする。

2 配点

第1問は70点満点

第2問は30点満点